

北 里 医 学 会 会 則

- 第1条 本会を北里医学会と称する。
- 第2条 本会は、以下の会員よりなる。
- 1.正会員：①医学部教員，北里大学病院・北里大学東病院の病棟医・研修医は入復職時に正会員となる。
②医療衛生学部，北里大学北里研究所病院，北里大学メディカルセンター，大学院医療系研究科の教員・職員・大学院生で入会を希望する者
③前記①②を除く学校法人北里研究所の教員・職員・大学院生，および学校法人北里研究所（旧学校法人北里学園を含む）の出身者並びに関係者で入会を希望する者
 - 2.準会員：北里大学医学部，医療衛生学部の学生で入会を希望する者
 - 3.賛助会員：医学部けやき会員等で，本会の目的を賛助する者
 - 4.正会員①は在籍元を退職または出向すると，その年度末に退会となる。会員は退会届を提出して，任意に退会できる。但し納入済みの年会費は返還しない。
- 第3条 本会は，医学の進歩と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会の発展に特に功労のあった会員に対し，別に定めるところにより，名誉会員の称号を贈る。
- 第5条 本会は，事務所を北里大学医学図書館内に置く。本会に若干名の事務員を置くことができる。
- 第6条 本会は毎年1回総会を開く。なお随時，招待学術講演会を開く。
- 第7条 本会は，会誌「北里医学」，「The Kitasato Medical Journal」を発行し，会員に配布する。また，会員以外にも有料で頒げる。
- 第8条 本会に会長1名，副会長1名，および理事，評議員，監事各若干名を置く。
- 1.会長は医学部長がこれにあたる。
 - 2.副会長は理事の互選により，これを定める。
 - 3.理事および監事は会長がこれを指名する。なお理事には以下の者を含む。
 - ①医学図書館運営委員
 - ②医療衛生学部長，または学部長が指名した者
 - ③大学院医療系研究科長，または研究科長が指名した者
 - ④北里大学病院長，または病院長が指名した者
 - ⑤北里大学東病院長，または病院長が指名した者
 - ⑥北里大学北里研究所病院長，または病院長が指名した者
 - ⑦北里大学メディカルセンター病院長，または病院長が指名した者
 - ⑧北里大学医学部同窓会長，または同窓会長が指名した者
 - ⑨その他，会長が指名した者
 - 4.評議員は理事の意見を聞いて，会長がこれを委嘱する。
 - 5.各役員任期は2年とする。但し，重任を妨げない。
- 第9条 会長は会務を掌握し，且つ本会を代表する。又，会長は理事会及び評議員会を招集する。副会長は会長を補佐し，会長に事故のある場合は，その職務を代行する。理事は理事会に於て，本会の運営に関する事項を協議する。評議員は評議員会に於て，理事会の提案を審議決定する。
- 第10条 本会が主催する学会での研究講演は，本会の会員に限られる。但し，特別講演及び招待講演はその限りではない。
- 第11条 会誌の編集のために編集委員会をおく。編集委員会の規定は別に定める。
- 第12条 会誌への投稿は別に定める規定による。
- 第13条 本会の経費は，会費，寄付金，その他の収入をもってこれにあてる。
- 第14条 本会会員は会費を納入しなければならない。第2条による正会員①②の年会費は5,000円，正会員③の年会費は10,000円とする。賛助会員の年会費は20,000円とする。但し，準会員および名誉会員は会費の納入を要しない。
- 第15条 本会の会計年度は，毎年4月1日から始まり，翌年の3月31日に終わる。
- 第16条 理事はその年度の収支決算及び会務について評議員会の承認を得た後，総会に於て全員に報告しなければならない。
- 第17条 本会会則を変更する場合には，評議員会の決議を経なければならない。
- (附 則 本会則(第12回改訂)は2019年11月16日より実施する。)